

金融監督等にあたっての留意事項について（新SPC法）新旧対照表

改正後	現 行
<div data-bbox="159 320 371 392" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">10A - 5 その他</div> <p>租税特別措置法第83条の7第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第1項に規定する証明書の発行及び地方税法施行令附則第7条第9項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則第3条の2の8に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けることができる日は、<u>当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</u></p> <p>10A - 5 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、<u>当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不動産売買契約書写し 等</u> ・ <u>租税特別措置法第83条の7第1項第2号の要件を満たすことを証する書面</u> ・ <u>適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面（同号口に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産の取得により、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面）</u> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>(略)</p> <p>当該届出時に提出された資産流動化計画に、<u>法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること</u></p>	<div data-bbox="1167 320 1379 392" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">10A - 5 その他</div> <p>租税特別措置法第83条の7の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の7の規定の適用を受けることができる日は、<u>当該特定資産取得から1年を経過した日（初日不算入）であることに留意するものとする。</u></p> <p>10A - 5 - 1 所有権の移転の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、<u>申請書に記載された取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</u></p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>(略)</p> <p>当該届出時に提出された資産流動化計画に、<u>資産対応証券を発行する旨の記載があること</u></p>

改 正 後	現 行
<p>___ 当該届出時に提出された資産流動化計画において<u>特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</u></p> <p>___ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと</p> <p>___ 別紙様式6に記載された不動産が租税特別措置法第83条の7第1項に規定する特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること</p> <p>イ <u>特定不動産の割合が百分の七十五以上であること</u></p> <p>ロ <u>特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること</u></p> <p>___ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>10A - 5 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、 (略) 当該届出時に提出された資産流動化計画に、<u>法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること</u></p> <p>___ <u>当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</u></p> <p>___ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと</p>	<p>___ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと</p> <p>___ 別紙様式6に記載された不動産が租税特別措置法第83条の7に規定する特定不動産等に該当し、<u>当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産等の価額の合計額の割合が百分の五十を超えていること</u></p> <p>___ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>10A - 5 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、 (略) 当該届出時に提出された資産流動化計画に、<u>資産対応証券を発行する旨の記載があること</u></p> <p>___ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>10A - 5 - 3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式第8号によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産売買契約書の写し 等 <p>地方税施行令附則第7条第10項の要件を満たすことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面(同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面) <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 申請者が法第3条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること ― 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること 	<p>― 別紙様式7に記載される不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権が租税特別措置法第83条の7に規定する特定不動産等に該当し、当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産等の価額の合計額の割合が百分の五十を超えていること</p> <p>(略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>(新規)</p>

改正後	現行
<p>___ <u>当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと</u></p> <p>___ <u>当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</u></p> <p>___ <u>別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条10項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること</u></p> <p>___ <u>イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること</u></p> <p>___ <u>ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること</u></p> <p>___ <u>当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であることを確認のうえ、証明書を発行するものとする。</u></p>	

改正後

現行

別紙様式 6 (ひな型)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 6 (ひな型)

(日本工業規格 A 4)

証明申請書

証明申請書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

財務(支)局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 8 3 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 3 1 条の 9 第 1 項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

申請者が 年 月 日をもって取得をした別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 8 3 条の 7 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 3 1 条の 9 に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日が確認することができるもの
：租税特別措置法第 8 3 条の 7 第 1 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面

添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権を取得した日を確認することができるもの

証明書

証明書

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第 8 3 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による からの別紙記載の不動産の取得は、法第 8 3 条の 7 第 1 項に規定する資産の流動化に関する法律第 2 条第 4 項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第 8 3 条の 7 第 1 項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第 2 号に掲げる要件を満たしている。
(1) 同号イに該当する場合 1 0 0 分の
(2) 同号ロに該当する場合 1 0 0 分の
(当該不動産取得前 1 0 0 分の)
3. 申請者の上記 2. に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第 8 3 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第 8 3 条の 7 第 1 号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による からの別紙記載の不動産の取得は、法第 8 3 条の 7 に規定する資産の流動化に関する法律第 2 条第 4 項の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該不動産は、法第 8 3 条の 7 第 2 号に掲げる要件を満たす同条に規定する特定不動産等に該当する。
3. 申請者が上記 2. の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第 8 3 条の 7 の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務(支)局長 印

財務(支)局長 印

別紙 (略)

別紙 (略)

改正後

現行

別紙様式7(ひな型)

(日本工業規格A4)

別紙様式7(ひな型)

(日本工業規格A4)

証明申請書

証明申請書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

財務(支)局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

申請者が 年 月 日をもって取得をした指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書(写)等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの

添付書類：債権譲渡契約書(写)等、申請者が当該登記に係る指名金銭債権を取得した日を確認することができるもの

証明書

証明書

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、法第83条の7第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、法第83条の7第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。
3. 申請者の上記2.に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、法第83条の7に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該指名金銭債権は、法第83条の7第2号に掲げる要件を満たす同条に規定する指名金銭債権に該当する。
3. 申請者が上記2.の指名金銭債権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務(支)局長 印

財務(支)局長 印

別紙 (略)

別紙 (略)

改正後

現行

別紙様式 8 (ひな型)

(日本工業規格 A 4)

(新規)

証明申請書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法施行令附則第 7 条第 9 項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則第 3 条の 2 の 8 に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの
：地方税法施行令附則第 7 条第 1 0 項の要件を満たすことを証する書面

証明書

1. 申請者は、地方税法(以下「法」という)施行令附則第 7 条第 9 項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。

2. 申請者による からの別紙記載の不動産の取得は、法附則第 1 1 条第 1 7 項に規定する資産の流動化に関する法律第 2 条第 4 項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第 7 条第 1 0 項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。

- (1) 同項第 1 号に該当する場合 1 0 0 分の
- (2) 同項第 2 号に該当する場合 1 0 0 分の
- (当該不動産取得前 1 0 0 分の)

3. 申請者の上記 2. に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務(支)局長 印

改正後

現行

(別紙)

(新規)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。